

施策の展開

基本目標Ⅰ 生涯現役で過ごすことができるまちづくり

1. 高齢者の生きがいづくりを推進します

(1) 生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進

【現状と課題】

生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の様々な活動を通じて、仲間とのつながりや生きがいを持ち、高齢期を健康でいきいきと暮らし続けられる取り組みを展開しています。

さんだ生涯学習カレッジは、講座やクラブ活動を通じて様々な知識やスキルを身につけるとともに、人とのつながりを広げ、シニアが地域で活躍できるよう学びの場を提供しています。

また、「いきがい応援プラザ～HOT～」において、高齢者の生きがいにつながる活動の情報収集・発信、相談や活動支援を行っています。令和4年度に専用サイトをリニューアルし、利用者にとってより分かりやすく新鮮な情報を発信できるよう努めています。サイト内には投稿コーナーがあり、地域での活動や暮らしの様子が届いています。

地域における活動についてはコロナ禍で一時縮小・中止となっていたものもあり、徐々に再開してきてはいるものの今後の展開について検討が必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	さんだ生涯学習カレッジ	生涯学習を通じ、仲間づくりや健康づくり、地域貢献につなげることをめざし、さんだ生涯学習カレッジを運営している。
2	作品展等の支援	老人クラブ連合会主催の作品展を支援するなど、知識や技術・趣味等を活かした作品を一般に公開し、発表の場を提供している。
3	地域型スポーツの振興	スポーツクラブ21の活動を通じて、高齢者のスポーツ活動と地域交流の場を確保している。
4	スポーツを通じた健康・体力づくり	スポーツ推進基本計画を策定し、競技スポーツや生涯スポーツの推進を図っている。
5	シニアの活躍支援	「いきがい応援プラザ～HOT～」で、相談者へのアドバイス、セミナーの実施や活躍したいシニアとシニア人材の力を必要とする市民をつなぐ「いきがい応援バンク」の運営等を行っている。シニアがこれまで培ってきた知識・経験・技術を活かして活躍する場となる「ほっとHOTつながりサロン」も実施している。

6	活動に関する情報提供の充実	「いきがい応援プラザ～HOT～」の専用ホームページを運営し、シニアの活動に関する一元的な情報収集・発信を行っている。シニアのための生きがい応援マガジンとして「ほっとHOT通信」を偶数月に発行し、生涯現役で活躍するシニアの紹介やシニア向けお役立ち情報の発信を行っている。ハニーFMの広報番組「教えて！スター☆シニア」で、活躍するシニアやシニア向け健康情報などを発信している。
7	生涯を見通した学習活動等への支援	生涯学習カレッジを卒業した人達が地域で活動等をする際のサポートを進めることにより高齢者の生きがいづくりを支援している。また、市から受託された三田市生涯学習サポートクラブが高齢者向けの生涯学習講座を企画及び実施している。
8	シニア活躍支援総合窓口	高齢者が持つ知識や技能を発揮し、健康でいきいきとした生活が継続できるよう、シニア活躍支援総合窓口を開設し、生涯現役で生きがいのある生活の実現を応援している。

【今後の方向性】

- 生涯学習カレッジにおいて、シニア世代のニーズにあわせたカリキュラムを作成することで学生数の増加を図るとともに、参加型学習を通じて、卒業後も健康で豊かな生活を創造し家庭や地域で自主的に活動するための知識の醸成を目指します。
- 地域型スポーツについて、ノルディック・ウォーキングの推進とあわせ、日頃から取り組みやすい運動の一つとして普及推進を図り、多くの方が参加できるよう工夫等を図るとともに、スクールをはじめとした機会の創出に取り組みます。
- 高齢者に対するスポーツを通じた健康づくりや生きがい、仲間づくりに向けた支援を行うため、「第3次三田市スポーツ推進基本計画（R5～R9）」に基づき、中高齢者を対象としたスポーツの機会を充実するとともに、健康づくりや多世代のつながりを推進していきます。
- 「いきがい応援プラザ～HOT～」について、引き続き事業を進めるとともに、コロナの影響により実施を中止したサロンの実施の是非とセミナーとの並行実施等を検討していきます。
- 「いきがい応援プラザ～HOT～」の専用ホームページについて、更新頻度の向上、発信情報の精度、品質、有用度、タイムリーさなどの向上を図り、サイト利用者の満足度の向上を図ります。

(2) 地域活動の促進

【現状と課題】

高齢者が生きがいを感じながら生涯現役でいきいきと活動・活躍できるよう、様々な経験や知識を持つ高齢者の多様な活動ニーズに対応するため、高齢者からの相談を受け、老人クラブ活動、ボランティア活動や社会参加につなげていくことでシニアの活躍支援に取り組んでいます。また、ボランティア活動や交流の拠点・イベント等を通じて、地域に暮らす人々が世代を超えて、また、支える側、支えられる側といった固定した関係を超えて、ふれあい、支え合う地域づくりに取り組んでいます。今後は、一人暮らし高齢者が増加していくと考えられるため、高齢者が孤立状態にならないための取り組みが必要です。また、地域ぐるみで子どもを育てるための学校支援ボランティアについて、校区により人材が不足していることが課題となっています。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	老人クラブ活動の促進	高齢者の社会参加・生きがいづくりの中心的な地域活動組織である老人クラブ活動への助成及び支援を行っている。
2	高齢者の市民活動等への参加促進	多世代交流を推進するとともに地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えている。 市民活動等の情報を提供するとともに、市民活動等への参加のきっかけづくりの取り組みを行っている。 ふれあい活動推進協議会活動、ボランティア活動において高齢者の参加が促進されている。
3	学校支援ボランティア事業の推進	高齢者を含む地域の市民が子どもの教育のためボランティアを行い、学校の活動を支援している。
4	多世代交流の推進	多世代交流館の「シニア・ユースひろば」等において、若い世代、シニア世代などが気軽に集い、ふれあえる交流拠点の運営、イベントを開催している。

【今後の方向性】

- 放課後子ども教室の活動については、ある程度浸透しており今後は実施校区数の維持と地域のニーズに合った活動サポートが行政に求められると考えられることから、各地域と連携を密にしながら教室運営支援を行っていきます。
- 高齢者に対し、ふれあい訪問、小地域のつどい、サロン、ウォーキング等さまざまなふれあい活動への参加を促すことで孤立を防ぎます。さらに次の段階として、参加者から支援者となるよう人材育成を進めていきます。
- 学校支援ボランティア事業について、地域と学校が連携・協働し適材適所で活用できるよう工夫するとともに、ボランティア研修会等により新規登録者の増加や登録者のモチベーションアップにつなげます。
- 「シニア・ユースひろば」において、高齢者に社会参加のための居場所を提供するとともに、ボランティアとの協働により、シニア世代を含む全世代がともに参加できるプログラムを充実させることで、徐々に参加者を増やしていきます。

(3) 就業の促進

【現状と課題】

三田市シルバー人材センターが窓口となり、健康で働く意欲のある高齢者の就業機会の拡大や生きがいづくり、地域活動への参加を促進しています。

また、「いきがい応援プラザ～HOT～」では、意識改革や求職中に役立つセミナーを実施することで高齢者の社会参加を後押しするとともに、利用者の状況を聞き取り、ハローワーク三田等へつなぐなど関係機関との連携を行っています。

今後は、シルバー人材センターの運営や会員自身におけるデジタル利活用を促し、事務処理の効率化を支援していく必要があります。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	シルバー人材センターへの加入・就業の促進	公益社団法人シルバー人材センターにおいて、概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人を対象として、高齢者の就業機会の拡大と活力ある地域づくりのため、臨時的・短期的な仕事を提供している。また、活気あるまちづくりのため、情報交換会や相談業務の支援も行っている。
2	シニアへの就業支援	「いきがい応援プラザ～HOT～」において、意識改革や求職中に役立つセミナーを実施するなど就業を希望するシニアに対して、情報提供等をしている。

【今後の方向性】

- デジタル利活用のための窓口を設置するなど、会員のデジタル利活用促進のためのノウハウを共有し、会員やセンターにとって円滑に事務を行える環境整備のフォローを行います。
- 「いきがい応援プラザ～HOT～」において、シニアの希望をまとめるお手伝いをし、ハローワークへのつなぎに徹して活動を続けていきます。

2. 壮・中年期の健康づくりを推進します

(1) 健康づくり意識の向上

【現状と課題】

ヘルスプロモーションの理念に基づいて平成26年度に策定された「第2次健康さんだ21計画（平成26年度～令和5年度）」のもと、健康づくりに関する情報の発信や、各種健康づくり事業の実施、健康推進員等の地域の健康づくりを担う団体との連携強化により、健康づくりの施策を総合的・計画的に推進しています。

令和6年度から開始となる「第3次健康さんだ21計画（令和6年度～令和14年度）」及び「第2次三田市食育推進計画（令和5年度～令和9年度）」等と整合性を図りながら高齢者の健康づくりに取り組む必要があります。

なお、地域における健康づくり活動については、高齢化等に伴う担い手不足や地域における役割の重複等の課題が多く、今後は地域での主体的な健康づくりのあり方を検討していく必要があります。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	健康相談・健康教育等の実施	健康相談、健康教育、啓発イベント等の健康づくり事業により、健康意識の向上と、正しい知識の普及啓発を図っている。
2	食育推進事業の推進	食育講座や健康料理教室等により、規則正しい生活やバランスのよい食事を推進している。
3	健康づくりに関する団体との連携強化	健康推進員活動等を通じて、運動を含めた地域住民の健康づくり活動を支援している。

【今後の方向性】

- デジタル技術を活用した新たな健康管理の実践や健康に関する情報発信など、さまざまな機会を通じた正しい知識の普及啓発を図っていく必要があります。
- 地域における健康づくり活動については、市民自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、意識が高く意欲のある人が、やりがいを持って健康づくりを支える存在となれるよう、環境づくりに取り組みます。

(2) 生活習慣病の予防

【現状と課題】

生活習慣病は年齢とともに増加しており、本市の主要死因のうち、全体の半数近くを三大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）が占めています。そこで、壮・中年期から生活習慣病等を早期に発見し、生活習慣の改善につながるよう、各種健診（検診）や健康相談を行っています。

働き方が多様化する中、特定健診や各種がん検診等が受診できる集団健診、子宮頸がん・乳がん検診が受診できる女性がん集団検診については、24時間受付可能なWEB予約システムを導入し、利便性の向上を図りました。

また、生活習慣改善の支援を必要とする市民に対する健康相談や保健指導について、オンラインによる相談やWEBでの予約を可能にするなど、環境整備にも取り組みました。

高齢期になる前の壮・中年期のうちから、生活習慣改善の啓発や保健指導の実施等の対策を講じていくことが必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	健康診査（特定健診）の充実	糖尿病等の生活習慣病を早期発見するため、特定健康診査を実施している。集団健診WEB予約システムの安定稼働により、受診しやすい環境を整えている。
2	特定保健指導の充実	特定健診当日の特定保健指導の実施や、ICTを活用した保健指導の推進等に取り組んでいる。
3	糖尿病等重症化予防事業の実施	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者、高血圧・脂質異常症で治療が必要な未受診者等に対して、受診勧奨及び保健指導を行っている。

4	がん検診等の充実	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診を行うほか、検診受診環境整備に取り組んでいる。女性がん集団検診は令和4年度よりWEB予約システムを導入。システムの安定稼働により、受診しやすい環境を整えている。
5	歯科口腔健診の充実	5歳刻みの節目年齢を対象に健診を行っている。受診勧奨方法の見直し・検討を行い、効果的な歯科口腔健診受診勧奨を行っている。
6	生活習慣病予防について学び・実践する機会の提供	生活習慣改善の必要性に気づき、実行、継続できるよう、集団健康教育を実施している。
7	健康相談の実施	市民が健康について気軽に相談できるよう「健康づくり相談会」を実施している。オンラインによる相談やWEB予約等の導入により利便性向上に取り組んでいる。

【今後の方向性】

- WEB予約システムの安定稼働や受診しやすい環境整備、データを用いた効果的な受診勧奨などにより健診(検診)の受診を促進し、市民の主体的な健康管理の実践を推進します。
- 特定保健指導利用率向上に向け、イベント型特定保健指導等の新たな手法を用いた保健指導の実施も検討します。
- 医師会等と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業、高血圧・脂質異常症の重症化予防事業を実施します。
- がん検診等について、今後も引き続き市民の検診受診の利便性の向上を図る取り組みを行っていきます。
- 歯科口腔健診について、引き続き三田市歯科医師会と連携し、受診率向上に向けた取り組みを進めます。
- 市民のニーズや保健・医療・介護のデータをもとに、必要な健康教育等を検討・実施し、生活習慣改善が必要な市民に対して支援ができるよう努めます。
- 引き続き健康相談を実施し、生活習慣改善の必要がある市民に対して、生活習慣病の予防及び重症化予防に努めます。

(3) 医療の充実

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるにあたり、日頃の健康状態を把握し、気軽に相談することができるかかりつけ医を持つことの重要性を周知しています。かかりつけ医を持つ人の割合は、微増傾向にはあるものの、今後も様々な機会を活用し、継続して啓発する必要があります。

また、兵庫県「地域医療構想」に基づく構想区域である、三田市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町から成る阪神北準圏域において、医療提供体制の整備に取り組んでいます。

救急医療体制については、市内関係機関による軽症患者に対する一次救急、近隣市町との連携による二次救急体制の確保に取り組んでいます。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	かかりつけ医を持つことの普及啓発	「健康だより」や市ホームページでの周知等により、普及啓発に取り組んでいます。
2	地域医療体制の整備	阪神北地域医療構想調整会議（阪神北圏域健康福祉推進協議会）での協議を通じ、医療連携体制の構築に取り組んでいる。
3	救急医療体制の整備	三田市休日応急診療センターの安定的な運営や休日歯科診療の体制維持、さんだ健康医療相談ダイヤル、神戸市第二次救急病院協議会医療情報システム等の活用により体制整備に取り組んでいる。

【今後の方向性】

- 「健康だより」や市ホームページなどによる周知のほか、転入者向けに市内医療機関の一覧を配布するなど、かかりつけ医を持つことの普及啓発に継続して取り組んでいきます。
- 阪神北地域医療構想調整会議（阪神北圏域健康福祉推進協議会）を通じて、急性期医療をはじめとする地域医療提供体制について検討・協議します。
- リハビリテーションサービスの計画的な提供体制の構築に向けて、地域の関係団体等との協議の場の設置し、兵庫県地域リハビリテーション支援センター調整のもと、地域での相談支援、研修、通いの場や地域ケア会議等への医療専門職等の派遣の調整等の取り組みを進めています。

3. 介護予防を充実します

重点施策

(1) 介護予防の普及・啓発・情報発信

【現状と課題】

閉じこもり予防のための外出や交流の機会として、地域の通いの場の支援や高齢者つどいの広場の事業を行い、多くの高齢者が集まれる場所として介護予防事業を実施しています。

引き続き、高齢者が健康で自立した生活を継続できるよう、身近な地域において展開されている小地域のつどい・サロン、老人クラブ、いきいき百歳体操等において専門職を派遣し指導や助言を行い、高齢者が交流しながら楽しく介護予防や健康づくりを実践できるよう継続的な支援が必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	介護予防普及啓発事業の実施	地域の通いの場においてフレイル予防に関する講話・運動教室に取り組んでいます。
2	栄養士訪問指導事業の実施	栄養改善等が必要な高齢者に対して栄養士による訪問指導を実施している。
3	地域リハビリテーション活動支援事業の実施	いきいき百歳体操や介護予防に関する講習会にリハビリ専門職を派遣し、参加者に対し、体操や日常生活動作への助言を行っている。

4	高齢者つどいの広場事業の実施	「いろんな人と話をしたい、人と楽しく過ごしたい、仲間をつくりたい」という人が、気軽に参加し、楽しみながら交流できる新しい自主活動の機会・場の提供を行っている。
---	----------------	---

【今後の方向性】

- 地域の通いの場に栄養士や歯科衛生士、運動指導員やリハビリ専門職等多様な専門職を派遣し、介護予防や健康づくりに関する講習会や運動教室を実施する機会を拡充して、介護予防に関する知識や実践方法の普及啓発を促進します。
- 「栄養士訪問指導」事業について、個人のニーズに応じて栄養士を派遣し、必要な方への介護予防を充実していきます。
- リハビリ専門職派遣により、地域の通いの場参加者に対して効果的な介護予防の普及啓発を行っていきます。
- 高齢者つどいの広場事業について、参加者が一人ひとりの力の発揮し、お互いに協力しながら実施するレクリエーション、交流の場となるよう実施します。

(2) 地域介護予防活動の支援

【現状と課題】

地域のつどいやサロン、老人クラブの活動のほか、高齢者にとって身近で介護予防に取り組める「通いの場」を拡充するため、各地域において「いきいき百歳体操」の立ち上げ及び継続支援を行っています。また、全市域で広く普及するよう、介護予防活動を支える人材として、いきいき百歳体操サポーターを養成しています。

引き続き、地域にかかわらず誰もが身近な場所で介護予防活動に参加できる環境整備が必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	介護予防に資するボランティアの育成	介護予防活動を支える人材を育成するため、いきいき百歳体操サポーター（活動グループの立ち上げや活動を支援）を養成している。
2	いきいき百歳体操の普及促進	地域包括支援センターと連携し、いきいき百歳体操の実施グループを支援している。また、「いきいき百歳体操」の活動を啓発するための情報提供を行っている。

【今後の方向性】

- いきいき百歳体操サポーター養成講座を開催し、各地域で介護予防活動を支える人材を育成することで、地域に偏りのない「通いの場」づくりを進めます。
- 地域包括支援センターにおいて、いきいき百歳体操の普及啓発を強化し、地域住民が主体となる介護予防活動の立ち上げにつなげるとともに、活動の継続支援に努めます。

(3) 高齢期の健康づくりの推進

【現状と課題】

年齢を重ねるに伴い、心身の機能が低下した状態、また健康から要介護状態に至るまでの中间的な段階を「フレイル（虚弱）」と言います。フレイルは、早い時期に生活習慣を見直すことで進行を食い止め、健康な状態に戻すことができるとされています。「身体的」「精神・心理的」「社会的」な側面が相互に影響し合っており、予防には、どれかひとつの側面だけにアプローチするのではなく、総合的な対策が必要です。

本市では令和4年10月より、後期高齢者医療広域連合から事業を受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。集団健診の機会を利用したフレイル相談や「お口の筋力アップ教室」等のポピュレーションアプローチと、低栄養状態にある高齢者への保健指導等のハイリスクアプローチの両面により市民の健康管理に取り組んでいます。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	後期高齢者基本健診の実施	生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、後期高齢者基本健診を実施している。「後期高齢者の質問票」を活用し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し受診勧奨や保健指導等につなげている。
2	歯科保健対策の推進	歯科口腔健診（75歳・80歳）を実施するとともに、歯や口の働きの衰えであるオーラルフレイルの予防に向けた取り組みを進めている。高齢者の口腔や低栄養に対する意識を高めるため、口腔機能低下予防について啓発を行う機会を増やしている。
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	健診・医療・介護等のデータを活用して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する体制を整備している。ハイリスクアプローチとして低栄養状態、口腔機能低下の状態にある高齢者への保健指導や、健康状態が不明な高齢者等の健康状態の把握、またポピュレーションアプローチとしてフレイルに着目した健康相談等を関係機関と連携して実施している。

【今後の方向性】

- 健診の受診率の向上とともに、医療機関受診が必要な人を確実に医療につなぎます。また、高齢者の質問票や健診、医療レセプト等をもとに重点課題を明確化し、対象毎に効果的なアプローチを検討、実施していきます。
- 地域の現状把握、課題抽出をもとに専門職と協働で事業を企画し、オーラルフレイルの普及啓発と口腔衛生の向上、口腔機能低下防止の取り組みを進めます。
- 健診や医療費データ、介護のデータなどをもとに地域の健康課題等を整理、分析し、必要な方へ必要な支援ができる体制づくりに取り組みます。また、医療が必要な方への確実な受診勧奨、「フレイル」の普及啓発等に取り組みます。

基本目標Ⅰの成果指標

施策体系 No.	指標名	令和4年度 実績	令和8年度 目標
1-(1)-3	高齢者スポーツスクール受講者数（人）	47	200
1-(2)-2	放課後子ども教室実施小学校区数（校区）	15	16
1-(2)-3	学校支援ボランティア登録者数（人）	438	450
1-(2)-4	シニア・ユースひろば利用者数（人）	23,597	63,000
1-(3)-1	シルバー人材センター会員就業率（%）	78.4	80.0
2-(1)	70歳代で健康づくりに取り組んでいる人の割合（%）	70.9	80.3
2-(2)-1	国保特定健診の受診率（%）	33.6	45.0
2-(3)-1	かかりつけ医を持つ人の割合（%）	66.7	67.0
3-(1)-2	地域の介護予防・健康づくり教室等の参加実人数（人）	3,794	4,000
3-(2)-1 3-(2)-2	週1回以上の通いの場に参加する人の割合（%）	7.9	10.0
3-(3)-1	「後期高齢者の質問票」により健康状態を把握した高齢者の割合（%）	17.1	27.6
3-(3)-2	後期高齢者のうち口腔機能低下疑いの者の割合（%）	7.3%	7.3%以下

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

1. 地域包括ケアを充実します

重点施策

(1) 地域包括ケア推進拠点の機能強化

【現状と課題】

本市では、高齢者の安心できる暮らしに寄与することを目的として、6つの日常生活圏域に各1か所、高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターまたは高齢者支援センターを設置していましたが、令和5年度からすべての高齢者支援センターを地域包括支援センター化し機能を強化しています。

地域包括支援センターでは、相談窓口業務のほか、介護予防事業利用、要支援認定者のサービス利用の調整や、高齢者の権利を護る体制の整備に取り組んでいます。また、公正・中立性を確保しつつ適正な運営を図るために、市の附属機関である高齢者・介護審議会をセンター運営に関する協議の場に位置づけ、活動について協議・評価を行っています。

高齢者の増加に伴い、地域包括ケアの拠点である地域包括支援センターの役割も増大していくと考えられるため、効率的な事業の運営と成年後見制度などの権利擁護を含めた総合相談の強化が求められます。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	地域包括支援センターの運営	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援している。年度毎に市の運営方針に基づいた事業計画により事業を実施し、結果について評価・点検を行っている。
2	介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施	利用者の希望や状態に応じて作成した介護予防ケアプラン（利用者の自立に向けた目標志向型プラン）に基づき、各種介護予防サービスを調整している。当該業務は一部居宅介護支援事業所に業務委託している。
3	総合相談業務の実施	地域の関係者とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行っている。高齢障害者への支援では必要に応じ、相談支援専門員と連携を図る。
4	権利擁護業務の実施	各関係機関や専門機関と連携し、高齢者虐待について、予防啓発活動・早期発見のネットワークづくり・支援者研修会の開催・個別ケース会議による対応策や養護者支援・緊急分離体制整備等の取り組み、また、成年後見制度の活用や消費者被害防止への支援を行っている。
5	包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施	一般高齢者から要支援・要介護認定者の各々のレベルに応じた各種サービスを提供するとともに、個々のケアマネジャー等に対する個別相談、助言・サポートを行っている。また、市内関係者・関係機関との連携・協力体制づくりを行っている。

6	基幹型地域包括支援センターの設置	高齢者支援の対応向上のため、各地域包括支援センターの後方支援機関として設置している。認知症の総合的な支援、センター間の連絡調整等情報や課題の統合支援、関係機関とのネットワークの構築を行っている。
7	高齢者・介護審議会の運営	高齢者・介護審議会にて地域包括支援センター運営について協議し、地域包括支援センターの適正な運営に努めている。

【今後の方向性】

- 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざす地域包括ケアシステムの推進について、三田市では「三田安心ケアシステム」として地域包括支援センターを拠点に促進していきます。
- 利用者の希望や状態に応じて作成したケアプランに基づき、各種介護予防サービスを調整します。
- 地域包括支援センターにおいて、地域の身近な相談窓口として、総合相談業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の充実を図り、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援に努めます。
- 基幹型地域包括支援センターについては、各地域包括支援センターの後方支援機関として、センター間の連絡調整等情報や課題の統合支援、関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。
- 高齢者・介護審議会にて地域包括支援センター運営について協議を行い、国の定める評価指標の活用により、個々の地域包括支援センターの業務状況を把握し適正な運営に努めます。

(2) 地域全体で支える体制の整備

【現状と課題】

高齢者が暮らしやすい地域づくりのため、各圏域の地域包括支援センターでは、地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターや既存の住民団体、その他関係機関等と連携をとり、地域の見守り体制や、高齢者を取り巻く地域課題の発見・解決に取り組んでいます。

各圏域において個別支援にかかるケース会議「個別地域ケア会議」や高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援する「自立支援型地域ケア会議」を開催し、個別課題の解決に努めています。

今後も、高齢者を取り巻く地域の課題や個々が抱える課題について把握し、多職種が関わり合うことでそれらを解決に導くために、地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターと連携しながら生活支援体制の構築が必要となります。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	見守りネットワークの構築	地域包括支援センターを拠点に関係者や関係機関等との連携体制づくりを進めるとともに、地域住民等による多様な地域福祉活動との協議に努めている。

2	地域ケア会議の実施	各圏域の地域包括支援センターにおいて、高齢者が抱える個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成のための地域ケア会議を行っている。高齢者のQOL向上をめざす個別ケア会議に加え、困難・特別事例を取り扱う個別ケア会議、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援する自立支援型地域ケア会議を実施している。
3	地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターの配置	地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターが、地域での支援の取り組み（資源）を把握するとともに、新たな生活支援体制の構築につながるように取り組んでいる。

【今後の方向性】

- 地域の見守り体制構築につながるよう地域の関係者や関係機関、協力事業者等との情報共有・連携に努めます。
- 自立支援型地域ケア会議の本格的な開催を進め、高齢者を取り巻く地域課題について把握・対応するとともに、地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターや既存の住民団体等と連携し、地域における高齢者の生活支援体制の構築を進めます。

(3) 在宅医療・介護の連携強化

【現状と課題】

医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるような地域づくりのため、医療と介護が包括的に提供できる連携の強化が必要です。本市では「三田市在宅医療・介護連携支援センター」が地域の医療・介護関係者に対する連携の拠点となり、地域の医療・介護関係者の連携に関する相談への助言・援助、関係者間の情報共有や普及啓発等を行っています。

また、在宅医療・介護連携体制の構築に向け、医療・介護の関係団体等の参画する「三田市在宅医療介護連携推進会議」において、課題の抽出や取り組みの検討を行い、三田市在宅医療・介護連携支援センターを中心として、地域の医療・介護資源の集約・共有化、入退院調整ルールの運用、研修会の開催や情報発信を行っています。

医療・介護の両ニーズを併せ持つ高齢者とその家族等が、安心して自宅での暮らしを続けられるよう、医療機関や介護保険指定事業所、地域包括支援センター等の関係機関や関係団体等と相互に協力し、切れ目のない医療・介護サービスの提供体制を構築するとともに、高齢者自身が日頃から健康管理を行うため、身近な地域において日常的な医療の提供や健康相談を行うかかりつけ医等について、一層の普及啓発が必要です。

【具体的な施策一覧】

事業	取り組み内容
1 地域の医療・介護の資源の把握	医療・介護の社会資源について収集した情報や研修会等の情報を集約し、在宅医療介護連携支援センターのホームページ等で関係者に共有できる体制整備を行っている。
2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	三田市在宅医療介護連携推進会議において、医療・介護の関係団体等の参画により連携上の課題の抽出や取り組みの検討・推進を行っている。

3	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	医療・介護の関係者で協議し、入退院調整ルールや連絡様式を定め運用し、検証や改善を行っている。
4	医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護の関係機関が活用する多職種連携情報共有システムの運営を支援している。
5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	三田市在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療・介護関係者の連携に関する相談について助言・援助を行っている。
6	医療・介護関係者の研修	市内病院連絡会や医療と介護関係者の研修会や交流会を行っている。
7	地域住民への普及啓発	地域包括支援センターと連携した市民講座の開催や、チラシを作成しかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行っている。
8	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	近隣市町の在宅医療・介護連携支援拠点との積極的な情報交換や合同研修を実施し、連携を行っている。

【今後の方向性】

- 医療法の改正に基づき、地域のかかりつけ医機能が発揮されるための制度整備が行われる中、兵庫県と各医療機関の協議の結果も考慮しながら、本市の在宅医療・介護連携体制を充実していきます。
- 三田市在宅医療介護連携推進会議にて、在宅医療・介護連携体制の構築に向けた課題解決の検討を行うとともに、三田市在宅医療・介護連携支援センターを拠点に地域の医療・介護資源の集約・共有を行います。
- 地域におけるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行います。
- 既存の地域ケア会議等を活用し、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修を行います。
- 医療や介護が本人・家族の希望や思いに沿った形で提供されるよう、ACP(アドバンス・ケア・プランニング、人生会議)の普及を推進します。

2. 高齢者の在宅生活を支援します

重点施策

(1) 介護者への支援

【現状と課題】

家族等介護者は、介護サービスの利用の有無に関わらず何らかの負担感や孤立感を有しており、特に認知症の人を介護している家族ではその傾向が強くなっています。また、全世代型社会保障の構築を進める観点から、ヤングケアラー含めた家庭における介護の負担軽減のための取り組みが重要となっています。

本市では、地域包括支援センターによる介護者への総合相談支援や、家族介護者に向けた介護に関する講習会の実施、在宅介護で使用する介護用品の支給を実施しており、今後も介護を必要とする高齢者のみならず、家族等介護者を含めて支えていく取り組みが求められています。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	介護者の相談体制・情報提供の充実	地域包括支援センターが中心となり、介護者本人や関係機関・団体からの相談や情報等によって、支援が必要な介護者を把握し、訪問等による状況把握に基づき、介護に関する助言や情報提供、各種サービスへの連絡・調整を行っている。
2	家族介護者の健康支援・介護負担軽減	家族介護者への支援事業として、介護に関する研修会や交流会を実施している。
3	家族介護用品支給事業の推進	寝たきりや認知症により常時おむつを必要とする要介護4・5の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、年間75,000円を限度に紙おむつ等の家族介護用品を現物支給している。

【今後の方向性】

- 介護に関する相談やサービス利用への支援に加え、認知症高齢者本人への支援と合わせて、介護者の負担感が強い認知症高齢者の家族については、個別の事情に応じた情報提供や相談を行い、介護者への負担軽減となるよう支援を行います。
- 介護等を担う家族等のうち、ヤングケアラーについては、介護負担の影響が長期に及ぶ傾向があることを踏まえ、適切な支援へのつなぎを行えるよう、地域包括支援センターを中心にヤングケアラー等支援機関との連携の強化を図ります。
- 家族介護者の介護負担やストレスの軽減のため、介護者の交流会の開催により悩みの共有や情報交換を行うとともに、介護に関する講習会の開催により支援を行います。
- 介護度の高い高齢者を在宅で介護する介護者に対し、継続した支援を行うため、家族介護用品支給事業について安定的な実施体制の確保を図ります。

(2) 日常生活への支援

【現状と課題】

日常生活において、病気や障害があり何らかの支援を必要とする高齢者を対象に、できる限り自立した生活を送れるよう、緊急通報システム機器の設置や生活指導・相談、住宅改修、食の自立支援事業等を行っています。

また、市内6圏域に地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターを配置しており、今後も地域の活動団体や地域包括支援センターと連携し、生活支援に関する地域資源の情報収集、活動の育成・継続支援に取り組みが必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	緊急通報システム機器設置事業の実施	日常生活で常時注意が必要な65歳以上の1人暮らし高齢者及び重度身体障害者のみの世帯等に対し、緊急通報機器を設置している。
2	生活援助員派遣事業の実施	入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう（高齢者住宅等安心確保事業）、生活援助員を派遣し、安否確認や生活相談、必要な助言・支援を行っている。

3	住宅改造の支援	住み慣れた住宅で継続して生活が送れるよう、住宅改造が必要な方（所得制限あり）に対して、住宅改造費の一部を助成している。
4	食の自立支援事業の実施	身体上または精神上の障害があって、食事の調理が困難な高齢世帯等に定期的に夕食を提供するとともに安否確認を行っている。また、食生活について可能な限り自立した生活を送れるよう地域包括支援センターが支援している。
5	福祉有償運送事業の実施	道路運送法に基づき、市内の団体が許可・登録団体として事業を実施している。
6	地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターの配置	市内6圏域に各1名の地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に関する地域資源の情報収集、活動の育成・継続支援を行うとともに、各地域包括支援センターによる個別支援会議や地域の会議・行事等に参加し、ニーズ把握とネットワーク構築を進めている。

【今後の方向性】

- 1人暮らしや心身に不安を抱える見守りが必要な高齢者が、自立した生活を継続できるよう支援制度の啓発と普及に努めます。
- 高齢者やその家族が地域において安心して日常生活が過ごせるよう、地域福祉支援員兼生活支援コーディネーターが把握した地域資源の活用により、地域住民と支援者をつなぐ支え合う地域づくりを推進します。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【現状と課題】

地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業」を開拓しています。

本市では、訪問型サービスとして、事業者による従来の介護予防訪問介護に相当するサービス、三田市シルバー人材センターやNPO法人による日常の家事援助を行うサービスB、通所型サービスとして、事業者による従来の介護予防通所介護に相当するサービス、委託法人による閉じこもり予防や自立支援を目的とした憩いの場を提供するサービスB（高齢者ふれあいデイサービス）を提供しています。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	介護予防・生活支援サービスの実施	要支援1・2及び基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、サービスB）、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、サービスB）を実施している。
2	訪問型サービスB（生活支援型）の支援	地域住民主体のNPO法人等が事業を行う介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型Bサービスの担い手を支援し、事業の拡充を推進している。
3	総合事業によるサービスの普及促進	関係機関や住民団体等と総合事業の目的や趣旨を共有し、多様な主体による総合事業の普及・充実化について検討を行っている。

【今後の方向性】

- 訪問型サービスB（生活支援型）について、高齢者の効果的な利用につながるよう、各地域包括支援センターと連携し取り組むとともに、サービス提供体制の拡充を検討します。
- 総合事業によるサービスの充実のため、行政、地域包括支援センター、地域福祉支援員兼生活支援コーディネーター、住民団体等、関係者と総合事業の目的や趣旨を共有し、多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について検討していきます。

3. 介護サービスを充実します

重点施策

(1) 介護サービスの整備

【現状と課題】

介護保険サービスは、高齢化の進展に伴い、各サービスで利用者数・給付費ともに増加傾向で推移しています。

今後、高齢化の進展により要介護者が増加する一方で人口が減少していく中、より重度な要介護者に専門的支援が行き渡るよう、軽度な介護支援については、多様な主体が担い手となることが重要です。さらに、社会参加意欲の強い高齢者のボランティア活動や就労的活動等と結びつけたサービスの提供が必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	介護保険サービスの整備	居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスについて、ニーズ等を把握し、必要に応じて整備を行っている。

【今後の方向性】

- 第9期計画以降における介護サービス基盤整備については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を目標年と定め、これに向けて計画的な整備を進めます。
- 整備にあたっては、従来の介護保険サービスにとらわれず、総合事業やインフォーマルサービス、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、地域資源を総合的に捉えて検討します。
- 兵庫県保健医療計画、兵庫県地域医療構想に基づく、病床の機能分化等に伴うサービス利用者の動向を注視しつつ、県との必要な協議・調整を行い、兵庫県保健医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ります。

【施設基盤の整備一覧】

サービス	施設種別	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～5)	第9期 (R6～8)	第9期 方針
施設	介護老人保健施設	363 (3施設)	363 (3施設)		
	介護療養型医療施設 (R5廃止予定)	50 (1施設)	50 (1施設)		
	介護医療院	42 (1施設)	42 (1施設)		
	特別養護老人ホーム	460 (6施設)	465 (6施設)		
地域密着型	認知症対応型共同生活 介護	108 (6施設)	126 (7施設)		
	小規模多機能型居宅介 護	58 (2事業所)	58 (2事業所)		
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	30 (1事業所)	50 (2事業所)		
	認知症対応型通所介護	21 ※併設型 (3事業所)	27 ※併設型 (4事業所)		
その他	サービス付き高齢者向 け住宅 ※特定施設	98 (1施設)	98 (1施設)		
	サービス付き高齢者向 け住宅 ※特定施設以外	78 (2施設)	78 (2施設)		
	有料老人ホーム	60 (1施設)	60 (1施設)		
	軽費老人ホーム	60 (1施設)	60 (1施設)		

(2) サービスの質の確保・向上

【現状と課題】

サービスの質の確保・向上のための取り組みとして、サービス提供主体の適正化を図っています。

事業者に対する運営指導や介護サービス相談員の施設訪問については、コロナ禍により一時実施が困難な状況でしたが、感染症対策に留意しながら実施を再開しており、今後も事業者等の状況を見ながら取り組みを進めていく必要があります。

介護給付の適正化については、国が進める給付適正化事業に基づく取り組みを進めています。令和6年度から主要事業が再編されることを受け、本市でも今後さらに効果的・効率的な事業の実施について検討し取り組みを進める必要があります。また、以前からの課題である国保連合会の給付適正化帳票の活用についても取り組みを進める必要があります。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	事業者の指導・整備	<ul style="list-style-type: none">・介護保険サービス事業者に対する指導・監査については、県と市が連携して実施している。・市指定事業である居宅介護支援事業、地域密着型サービスについては、運営指導及び集団指導を実施し、法令遵守の徹底、適正な事務の取り扱い等に関する指導・助言、情報提供等を行っている。・地域密着型サービス事業者が設置し、概ね2～6か月に1回開催する運営推進会議に出席し、事業所運営に関する指導・助言、情報提供を行っている。
2	事業者情報公表制度・第三者評価の周知	<ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉のガイドブックやホームページに掲載し周知を図っている。・地域密着型サービスの運営推進会議を活用した評価について、市ホームページで公表している。
3	ケアマネジャーの資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・ケアプラン点検や研修を開催し、ケアマネジャーの資質向上を図っている。・地域包括ケアに関する研修会を開催し、関係者（保健・医療・福祉職）のスキルアップを図るとともに関係連携強化に努めている。
4	介護サービス相談員等苦情処理体制	介護保険施設やグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所に介護サービス相談員が定期的（毎月各事業所1回）に訪問し、入居者の意見や事業所の取り組みを伺うことで、入居者と事業所との橋渡し役となり、利用者が安心して利用できるよう、介護サービスの質の向上を図っている。令和5年度に有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の派遣先を拡大するため「三田市介護サービス相談員派遣事業実施要綱」の一部改正を行った。
5	介護給付の適正化	<ul style="list-style-type: none">・【要介護認定の適正化】認定調査の民間委託分の全件確認と指導等の実施による認定調査の適正化、【ケアプラン点検】住宅改修について不適切な給付等を防止するための実地確認の実施、【縦覧点検・医療情報との突合】国民健康保険団体連合会から提供される各種情報を活用した適正な加算報酬がされているかの確認による給付の適正化に取り組んでいる。・介護保険サービス利用者に対して、年1回「介護給付費のお知らせ」を送付し、介護保険事業への理解の促進及び不適切な介護報酬請求の防止を図っている。

【今後の方向性】

- 市指定事業所への運営指導については、コロナ禍により実施困難な期間があったため、指定期間（6年）中に1回、認知症グループホーム等の居住系事業所は3年に1回の実施サイクルに戻すため集中的に取り組みます。
- 地域包括ケアに関する研修会を開催し、関係者（保健・医療・福祉職）のスキルアップを図るとともに関係連携強化に努めます。また、自立支援に資するケアプラン作成のためのケアマネジャーの資質向上の支援としてケアプラン点検や研修を実施します。
- 介護サービス相談員の訪問施設等を拡大し、相談員の受け入れが可能な施設から感染症対策に配慮・工夫しながら施設訪問を再開し、相談活動等を行っていきます。
- 介護給付の適正化については、ケアプラン等の点検、要介護認定の適正化、医療情報との突合・縦覧点検等の厚生労働省が推進する事業についての取り組むとともに、事業所への運営指導や以前からの課題である国保連合会の給付適正化帳票の活用にも取り組んでいきます。
- 事業所からの事故報告の分析を行い、介護現場への指導や支援等の取り組みを行います。

(3) 介護人材の確保・育成

【現状と課題】

介護職のスキルアップ、キャリアアップにつながる研修等受講の支援や、事業所が実施する人材確保、魅力アップのための取り組み等への支援を行っています。

また、兵庫県福祉人材センターや厚生労働省の外国人介護人材無料相談サポート情報等の人材確保に資する情報の発信や、ひょうごケア・アシスタント事業の広報への協力等を行っています。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	介護人材確保のための情報発信	介護職のスキルアップ、キャリアアップを目的として、介護職員初任者研修・実務者研修受講に対する費用補助や、人材確保、魅力アップのための取り組みに対する経費の補助を実施。 市ホームページ等で、厚生労働省、兵庫県福祉人材センター、ひょうごケア・アシスタント事業の情報周知・広報を行っている。
2	三田市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の実施	訪問看護師・訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者やその家族等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助している。令和3年度から県に合わせてハラスメント対策の取り組みに対する費用補助を拡大した。

【今後の方向性】

- 介護職やケアマネジャー等の介護人材確保のためのスキルアップ、キャリアアップのための支援や魅力アップ、職場定着に係る支援について、今後も事業所のニーズを確認しながら制度の拡充を図ります。

- 全ての介護サービス事業者に対し、事業の運営にあたって職場におけるセクシュアルハラスメントまたはパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられていることを踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい介護現場の環境づくりが行われるよう、事業者への指導・助言等を行います。
- 介護現場の生産性向上、事務の負担軽減に係る取り組みについては、国や県が実施する施策への協力、連携を行いながら進めています。

(4) 防災・感染症対策の推進

【現状と課題】

台風等の自然災害発生時には、防災本部の設置とともに、保健衛生部局による福祉避難所の開設や災害時要援護者支援台帳に基づく対応、担当課による社会福祉施設等への安否確認等を行っています。

また、災害発生時等においても事業所がサービス提供を継続するためのサービス提供継続に対する応援給付金の支給や面会設備・ゾーニング環境の整備に対する補助等、市単独事業や国・県の補助事業を活用しながら支援を行っています。

今後は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、関連する支援について国・県の動向を含めて検討が必要です。また、地震や暴風雨等の自然災害に備えた施設の整備への支援が必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	防災や感染症対策のための情報発信	防災や感染症対策に関する情報を市ホームページや電子メールで事業所等へ発信、周知啓発している。
2	介護サービス継続のための支援	介護保険サービス事業所への衛生用品等の支給や応援給付金等の市独自補助事業、国・県と連携した補助事業等を実施している。

【今後の方向性】

- 防災や感染症対策に関する情報を市ホームページや電子メールで事業所等へ発信、周知啓発を継続して実施していきます。
- 業務継続計画等の策定状況や避難訓練などの実施状況を随時確認し、介護サービス事業所と連携して、防災・減災活動の啓発を行っていきます。
- 国・県の動向の確認、補助事業等の活用を検討し、感染症や自然災害への支援を実施していきます。

4. 認知症高齢者への支援を充実します

重点施策

(1) 認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり

【現状と課題】

本市では、令和4年度に「三田市認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例」を制定し、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、認知症の人を含むすべての人が住み慣れた地域の中で、地域の一員として安心して暮らし続けることができる共生のまちづくりの実現を目指しています。

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族に対しできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成講座を実施しています。学校や民間事業所、行政機関等様々な団体の受講もみられ、市民の認知症に対する理解の広がりにつながっています。また、養成講座受講者の中、活動意欲のある人を対象にスキルアップ講座を開催し、認知症カフェ等の活動の充実につながっています。さらに、令和4年度には家族向けのサポーター養成講座を行い、身近な方への認知症理解の促進に努めました。

行方不明のおそれがある認知症高齢者に対し、G P Sの無償貸与により家族に本人の居場所を知らせるシステムに加え、認知症高齢者の偶然の事故による第三者への損害賠償責任保険を導入し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援しました。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	認知症サポーター養成事業の実施	認知症について正しい理解と知識を持ち、認知症の人に対し適切に対応できるよう、市民を対象としたサポーター養成講座を開催。また、サポーターの活動充実化につながるようスキルアップ講座を行っている。
2	認知症予防講座の実施	認知症予防の啓発のため、介護予防普及啓発事業のプログラムとして、小地域のつどいや老人クラブを対象に認知症予防に関する講座を行っている。
3	認知症地域ネットワーク構築の支援	認知症の人とその家族を含めた地域住民等を中心とした認知症カフェなどの地域での取り組みを支援し、認知症サポーター等身近な支援者と認知症の人とその家族の支援をつなぐため枠組み（チームオレンジ等）の構築を行っている。
4	認知症高齢者家族支援事業の推進	行方不明のおそれがある認知症高齢者へ身につけているG P S対応の小型発信器からの電波により位置を検索し、居場所を家族に知らせるシステム機器を無償で貸与している。
5	高齢者等S O Sネットワーク事業	行方不明となる可能性がある人の情報を事前に登録し、三田市、市内の地域包括支援センター、三田警察署で共有し、メール配信システムや防災行政無線放送により行方不明時の速やかな捜索につなげている。
6	認知症高齢者個人賠償責任保険事業	認知症高齢者の偶然の事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払う補償金額を補償する保険に加入する制度を実施している。

【今後の方向性】

- 認知症サポーター養成講座や健康教室等を開催し、市民が認知症について正しい理解と知識を持てるよう啓発に取り組みます。また、認知症サポーターステップアップ講座を開催して、サポーター活動の充実につなげていきます。
- 今後国が策定する「認知症施策推進基本計画」を踏まえた認知症施策を推進していきます。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して社会生活を続けられるよう、認知症サポーターを中心とした支援者と本人と家族の支援ニーズとをつなぐ仕組みとして、チームオレンジを整備していきます。

(2) 早期発見・早期対応の促進

【現状と課題】

認知症疾患医療センターと連携し、専門医の協力を得て「もの忘れ相談」や「認知症初期集中支援事業」を実施しています。必要に応じて関係機関につなぐなどの早期対応と、診断を受けていない人のほか、治療を中断している人、医療・介護サービスを利用していない人が適切な医療や介護を受けられるよう、専門職チームが支援計画を立て支援しています。

認知症地域支援推進員が中心となる認知症初期集中支援チームの始動により、本人や家族が自ら相談に来ることを拒否している場合にも、チームが関わり適切な支援、医療につないでいます。

認知症地域支援推進員が受けける本人や家族からの相談件数は増えてきていますが、自分自身や家族にとどまらず、地域の人にも関心が広がることで早期発見・早期対応につながるような取り組みが必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	認知症疾患医療センターとの連携	「認知症ガイドブック」を活用し、早期発見・早期対応の重要性を啓発するとともに、認知症疾患医療センターと連携を図りつつ専門医による「もの忘れ相談」を実施して、必要に応じて関係機関につなぐなど支援を行い早期対応に努めている。
2	認知症初期集中支援チームの設置	認知症または認知症が疑われる人で、診断を受けていない人や、治療を中断している人、医療・介護サービスを利用していない人に対して、専門職（サポート医等）による支援計画の下、適切な医療や介護を受けられるように支援を行っている。
3	脳の健康チェック	タブレットやスマートフォンを使用したデジタルツール「のう KNOW」で脳の健康チェックを実施し、早い時期から脳の健康に関心が持てるよう取り組んでいる。
4	認知症予防教室	神戸大学が開発した（1）頭と体の運動教室（2）健康づくりセミナー（3）健康状態の見える化をパッケージ化したコグニケアを実施し、正しい知識に基づいた健康行動がとれるよう支援している。

【今後の方向性】

- 認知症ガイドブックの周知を行い、認知症への関心を高め、早期に受診や相談窓口を利用できるよう普及啓発を推進していきます。
- 認知症について早期発見・早期対応の重要性を啓発するとともに、認知症疾患医療センターと連携し、もの忘れ相談や認知症初期集中支援の充実を図ります。また、地域の専門病院、認知症相談医、かかりつけ医との連携体制を構築することにより早期発見・早期対応に取り組みます。
- 認知症予防について正しい知識に基づいた教室を実施し、認知症への健康行動や備えの意識を高めるための取り組みを推進します。

基本目標Ⅱの成果指標

施策体系 No.	指標名	令和4年度 実績	令和8年度 目標
1-(1)-1	地域包括支援センター認知度（%）	58.8	70.0
1-(2)-2	地域ケア会議等の開催数（カンファレンス含）(回)	133	200
1-(3)-3	入院時情報提供シートを活用するケアマネジャーの割合（%）	72.1	80.0
2-(1)-2	家族介護者支援研修及び交流会（認知症家族含）参加人数（人）	92	150
3-(2)-4	介護サービス相談員の派遣事業者数（件）	3	17
4-(1)-1	認知症サポーター数（人）	12,294	14,000
4-(2)-2	認知症初期集中支援チームが支援した年間高齢者数（人）	10	30

基本目標Ⅲ 地域みんなで支え合い、ふれあうまちづくり

1. 地域福祉活動を支援します

(1) 個人の取り組みや団体活動への支援

【現状と課題】

市内 6 か所の地域福祉支援室に地域福祉支援員及び生活支援コーディネーターを配置し、個人や団体活動への支援を行っています。

地域住民同士の交流として、市内 9 地区の「ふれあい活動推進協議会」に対する事業補助を行っており、各地区において地域の特性を活かした子育て支援活動や多世代交流事業、高齢者参加事業や高齢者宅訪問といった高齢者の外出支援や見守り活動などを行っています。令和 4 年度はコロナ禍の影響で活動に制限がありましたが、少しずつ以前のような活動の実施が可能になっています。今後活動が再開されていく中で、地域住民が力を合わせ、専門機関と協力しながら進める住民自身による自主的な活動への支援がより一層求められます。

また、ボランティア活動センターの運営、ボランティア活動の振興、育成等事業に対する財政的支援を行っています。障害者等を含むあらゆる当事者の特性や強みを活かし、ボランティア活動の「受け手」ではなく、「活動者」「支援者」として、活動や取り組みを通した相互理解の深化、地域の中での関係構築を進め、共生社会実現に向けた人材育成と福祉観の実践醸成を目指しています。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	地域福祉支援員及び生活支援コーディネーターの配置	地域福祉支援員及び生活支援コーディネーターを配置し、「地域の困りごとがある人」と「地域福祉活動者」をつなぐコーディネート業務や相談・アドバイスを行っている。
2	ふれあい活動推進協議会の活動推進	ふれあい活動推進協議会等の地縁団体が自動的に活動を行っており、各地区で各種行事やサロン等を開催し、ふれあいや交流の場の提供を行っている。
3	ボランティア活動の推進	社会福祉協議会のボランティア活動センターにおいてボランティアコーディネーターが、ボランティアの需要調整やボランティアグループの育成、支援を行っている。

【今後の方向性】

- 地域団体やボランティア等関係機関をつなげるコーディネート機能を強化し、一人暮らしの高齢者や生活で困りごとを抱える人などを支える体制づくりを推進していきます。
- コロナ禍の影響で外出する機会が減っている高齢者等に対し、「誰もが安心して豊かに暮らす地域づくり」を実践している、地域住民が主体の「ふれあい活動推進協議会」への財政的な支援を引き続き行います。さらに、活動の活性化・効率化と地域活動者の負担の軽減の観点から、福祉活動の実情に応じた支援を続けていきます。

- ボランティア活動について、新たな活動を希望する人や支援を必要とする人への必要な情報の発信、人材育成、相談を行うボランティアコーディネーターを配置し、幅広い活動を推進するボランティア活動センターの運営に対する財政支援を引き続き行います。また、生活課題や社会環境の変化に伴う問題については、地域の方、各種団体、事業所、企業など多様な主体が尊重しあい協働し解決に向けて取り組めるような環境整備を進めます。

2. 高齢者の人権を大切にします

(1) 人権意識の普及・啓発

【現状と課題】

人権啓発誌「人権さんだ」では、高齢者をテーマとした特集号を毎年9月に発行しています。「三田市人権を考える会」では、「三田幸せプロジェクト」において、高齢者をテーマとした分科会を開催しています。また、令和4年度の「人権を学ぶ啓発講座」では、高齢者問題をはじめとする人権尊重や共生社会の実現に向けた講座を実施しました。引き続き幅広い世代へ向けた啓発が必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	高齢者的人権に関する啓発の推進	人権啓発誌「人権さんだ」の発行や人権を学ぶ啓発講座、三田市人権を考える会の啓発事業を通じて、高齢者的人権問題を含め、幅広く人権意識の高揚を図る。

【今後の方向性】

- 高齢者が生きがいを持ち、はつらつと活躍できるまちを目指すため、人権啓発誌「人権さんだ」の記事や「人権を学ぶ啓発講座」の開催、三田市人権を考える会における啓発事業を通じて、高齢者的人権問題等について幅広い世代に伝えるよう継続的に啓発を行っていきます。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

「三田市権利擁護・成年後見支援センター」において、高齢者や障害のある人などに対する権利侵害からの救済や権利侵害を生まない環境づくりに取り組んでいます。令和4年度における相談受付件数は前年度比10件増と一定の成果が出ていると考えられますが、制度やセンターに関する周知が十分に行き届いていない面もあり、さらなる普及・啓発が必要です。

また、令和6年度より全ての介護サービス事業所に対して高齢者虐待防止の推進が義務付けされることを受けて、事業所が適切に取り組みを実施できるよう支援を行う必要があります。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	成年後見制度、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進	三田市権利擁護・成年後見支援センターの運営。 地域包括支援センターの総合相談業務の一環として周知・啓発を行っている。
2	高齢者虐待防止法に基づく虐待防止と養護者支援	高齢者虐待防止マニュアルに基づき、コア会議によるリスク評価を行い、個別ケース会議により対応策や支援機能の分担について共通認識し、養護者支援を含め関係機関と連携しながら必要な対応を行っている。
3	施設内虐待への取り組み	市内介護保険施設担当職員を対象とした研修を開催し、該当施設での高齢者の権利擁護や施設内虐待防止についての意識向上を図っている。
4	障害者・高齢者虐待権利擁護高度専門相談	兵庫県虐待対応専門職チーム（事務局：兵庫県弁護士会）に登録している弁護士・社会福祉士による虐待事案に対する専門的助言を受け、事案の解決を図っている。
5	消費者被害への対応	地域包括支援センターの総合相談業務の一環として、消費生活センターや警察署、司法書士、弁護士等の関係機関と連携して被害防止に努めている。

【今後の方向性】

- 三田市成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度利用促進における中核機関として三田市権利擁護・成年後見支援センターを位置付け、専門機関等とのネットワーク構築を行い、専門職の受任調整を行う機能と二次相談機関としての機能強化を図ることとしており、その取り組みの中でセンターの機能充実と成年後見制度の周知・啓発に努めます。
- 成年後見制度の利用促進の観点から、地域において権利擁護に携わる人材の育成を進めます。
- 事業者における虐待防止のための委員会の開催・指針の整備・研修等について、適切に実施されるよう支援・確認を行います。また、研修についてもオンラインを活用する等により実施していきます。
- 虐待が発生した場合には、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談や指導・助言等を行い、虐待を受けている高齢者とともに養護者への支援により再発防止に取り組みます。また、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害についても支援を行ってまいります。

基本目標Ⅲの成果指標

施策体系 No.	指標名	令和4年度 実績	令和8年度 目標
1-(1)-3	ボランティア活動センターでのボランティア活動者（従事者）数（人）	322	470
2-(1)-1	人権問題の解決に向けて「社会全体で取り組み、自分も努力すべきだと思う」市民の割合（%）	90.0	90.0
2-(2)-1	日常生活自立支援事業の認知度（%）	44.1	44.7
2-(2)-1	成年後見制度の認知度（%）	55.9	57.8

基本目標IV 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

1. 快適な住宅・住環境の向上をめざします

(1) 高齢者にやさしい居住環境の推進

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活機能が低下した場合にも安心・安全な高齢者にやさしい居住環境の整備を進めています。

公営住宅については、「三田市公営住宅長寿命化計画」に基づき、外壁改修及び空室発生に伴う入居前修繕等、公営住宅の適切な維持管理を実施しています。また、すまいの窓口での相談対応や市ホームページで、サービス付き高齢者向け住宅の情報を提供しています。

今後は、需要が高まると考えられる高齢者の住宅について、情報をわかりやすく高齢者に発信し、それぞれの身体状況等に合わせて居住環境を選択できる体制づくりが必要です。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	公営住宅の管理	高齢者をはじめ誰もが安心して住めるよう配慮した公営住宅の適切な維持、管理に努めている。
2	高齢者向け住宅の情報提供	市内の高齢者向け住宅について、ひょうご住まいづくり協議会と連携し、市民や事業者に情報を提供している。

【今後の方向性】

- 公営住宅の管理については、新たな「三田市公営住宅等長寿命化計画」（令和6年度～令和15年度）に基づいて今後の必要な改修工事や住宅設備の更新等を計画的に行い、快適な市営住宅の提供に取り組んでいきます。
- 高齢者向け住宅については、都市部門及び福祉部門が連携し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報発信に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、届出等の対象建築物について、一定のバリアフリー化が図れ、利便性及び安全性が向上できています。

また、「三田市地域公共交通網形成計画」において、誰もが分かりやすく利用しやすい公共交通サービスの充実をめざしており、その一環として、ノンステップバスの導入を促進しています。平成12年度からノンステップバス車両購入時の経費を一部助成しており、令和4年度末時点で49台が導入され、全75車両に対し65.3%となっています。そのほか、高齢者の外出への支援として、交通機関の運賃について、年間7,500円分の割引証を発行しています。対象者（各年度4月1日現在70歳以上の人）、利用率（利用者数／対象者数）ともに伸びが続いているですが、利用率は50%台で推移しています。今後、高齢化の進展や運転免許返納等による公共交通の利用増も予想されるため、有効かつ持続可能な外出支援対策の再構築が急務となっています。

【具体的な施策一覧】

事業		取り組み内容
1	公共施設のバリアフリー推進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）及び福祉まちづくり条例に基づくバリアフリー設備の設置状況の情報提供を行っている。
2	移動手段等の維持・確保	兵庫県と協力したノンステップバスの導入目標達成及び公共交通機関に関する相談窓口、広報等での啓発を行っている。
3	交通機関の運賃の助成	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり等外出の機会を持ってもらうため、市内在住（住民登録がある人）で各年度4月1日現在70歳以上の人に対して、バス・鉄道・タクシー運賃の助成を行っている。

【今後の方向性】

- ホームページ掲載内容のメンテナンスを行い、時代に合った方法で、より充実したバリアフリー情報の提供に努めます。
- ノンステップバスの活用のされ方にも着目し、ノンステップバスを必要とされる方の多い地域で運行されるよう事業者に呼びかけを行っていきます。
- 高齢化の進展に伴い、高齢者の公共交通利用増加が見込まれる中、現行制度を継続しながらも地域差を少しでも解消することができるよう、過去の実績等も踏まえながら、課題の解決に向けて実績の検証等を行います。

2. 安全・安心な生活環境を推進します

(1) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

「三田市地域防災計画」に基づき、市民の防災意識の醸成や災害時の避難に支援を必要とする人の名簿・個別避難計画の作成に取り組んでいます。作成した名簿については、ほぼすべての区・自治会に提供することができます。個別避難計画については、防災部局と福祉部局が協力し市内の危険区域に居住する要支援者のうち希望者に対して実施し、本人や家族、地域住民、福祉専門職が避難支援について話し合いを行ながら作成しています。地域防災訓練や出前講座によって防災意識の啓発を行っていますが、地域での支援体制に取り組めていない地域もまだ多く、今後も防災の備えを意識してもらうための取り組みが必要です。

現在、市内の刑法にかかる犯罪の発生件数は少ない状況ですが、防犯に対する啓発内容をさらに多くの人に広めていくこと、一人暮らしの高齢者等に対する一層の防犯対策の呼びかけが課題となっています。

【具体的な施策一覧】

	事業	取り組み内容
1	防災意識の高揚	危険箇所等を掲載したハザードマップの作成や出前講座・防災訓練・自主防災組織の育成等により防災意識の高揚を図っている。
2	避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者支援制度における名簿の作成、更新、地域との共有等を行っている。
3	防犯意識の高揚	市民一人ひとりが防犯意識を高めて、犯罪や暴力、事故のない「安全で安心な住みよいまち」を推進するため、各種団体と協働し、啓発活動等を行っている。

【今後の方向性】

- 災害時に避難行動要支援者の避難支援が確保できるよう、日頃から地域の関係団体や福祉専門職等が連携して、共助による取り組みを推進していきます。
- 特殊詐欺事件や不審メールなど、防犯活動に対して関心が高まる中で、日頃から防犯意識を高め、犯罪や暴力、事故のない「安全で安心な住みよいまち」を推進するため、関係団体と連携し啓発活動等を実施していきます。

(2) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

高齢者の運転免許保持者数の増加とともに、高齢者が関わる事故の割合が増加しています。そのため、三田警察署と連携し、交通安全教室の開催等による高齢者への交通安全啓発を実施しています。高齢者を中心に啓発に一定の効果はあるものの、高齢者の交通事故件数の増加が課題となっています。

歩道の整備については、計画的に交通安全施設の設置等を行うことができています。

【具体的な施策一覧】

事業		取り組み内容
1	高齢者の交通安全に対する意識啓発	関係機関と協力し年間を通じて啓発活動及び交通安全教室を実施している。
2	地域の交通安全環境づくり	交通安全施設の設置及び道路のバリアフリーに配慮した歩道の整備を行っている。

【今後の方向性】

- 交通安全に関しては自転車用ヘルメットの努力義務化など、毎年法律が改正され、市民の関心が高まっている中で、こうした内容を老人クラブ等で交通安全教室として実施回数の増加を図ります。
- 引き続き交通安全施設の設置及び道路のバリアフリーに配慮した歩道の整備を推進していきます。

基本目標IVの成果指標

施策体系 No.	指標名	令和4年度 実績	令和8年度 目標
1-(2)-2	ノンステップバスの導入率 (%)	65.3	70以上
2-(1)-1	地域防災訓練の実施率 (%)	40.5	46.0
2-(1)-2	避難行動要支援者の個別避難計画を防災と福祉の連携促進により作成した区・自治会数 (箇所)	18	20
2-(1)-4	市が設置した防犯カメラの設置台数 (台)	200	208
2-(2)-1	高齢者交通安全教室の実施回数 (回)	2	8